

マネジメントリポート

2006年 10月

今回のテーマ： エディネット (EDINET)

最近、エディネット (EDINET) という言葉をよく耳にします。

1. エディネット (EDINET) とは

エディネット (EDINET : Electronic Disclosure for Investors' Network) は、2000年からスタートした証券取引法に基づく開示書類の提出の受付を電子化すると同時に、開示も電子化する金融庁が構築したシステムです。

2004年からほとんどの書類が電子化による届出に統一されたため、企業内容開示制度に関わる提出書類は、このシステムで受付開示されています。

エディネットによっていつでもネット経由で有価証券報告書などを閲覧できることになり、個人投資家の情報武装も様変わりになったと言われています。

2. 開示される書類

企業内容の開示に関する内閣府令：有価証券報告書、有価証券届出書、臨時報告書
親会社等状況報告書、発行登録書

その他、外国債等の発行者、特定有価証券などに関する有価証券報告書

発行者以外の者による株券などの公開買付の開示に関する内閣府令：公開買付届出書

発行者による上場株券などの公開買付の開示に関する内閣府令：公開買付届出書

株券などの大量保有の状況の開示に関する内閣府令：大量保有報告書

3. 利用方法など

開示されている会社・団体は、さまざまです。円貨債を日本で発行しているメキシコやケベック州といった国や地方公共団体も、会社と同様な財務諸表ではありませんが、その財政事情を開示しています。

サントリーや竹中工務店など、非上場の会社であっても有価証券報告書提出会社であれば、検索すればすぐに閲覧できます。

財務局まで出向かなければ見ることができなかったときのことを思えば、格段の進歩です。

実際に利用するうえでも、検索機能が充実しており、目指す書類を探し出すことは、結構容易です。五十音検索・EDINETコード検索・業種別検索・全文検索・日付書類別検索があり、会社名があいまいでも探すことができますし、特定の項目に関する開示の事例を探すといった使い方もできます。

お見逃しなく！

大量保有報告書や変更報告書も、2007年4月からはエディネットによる提出しかできなくなります。

ニッポン放送事件当時、提出当日は、財務局でしか閲覧できなかった書類もありましたが、その後スキャナーされたものがPDFにより当日開示されています。

エディネットの URL は、<http://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm> です。